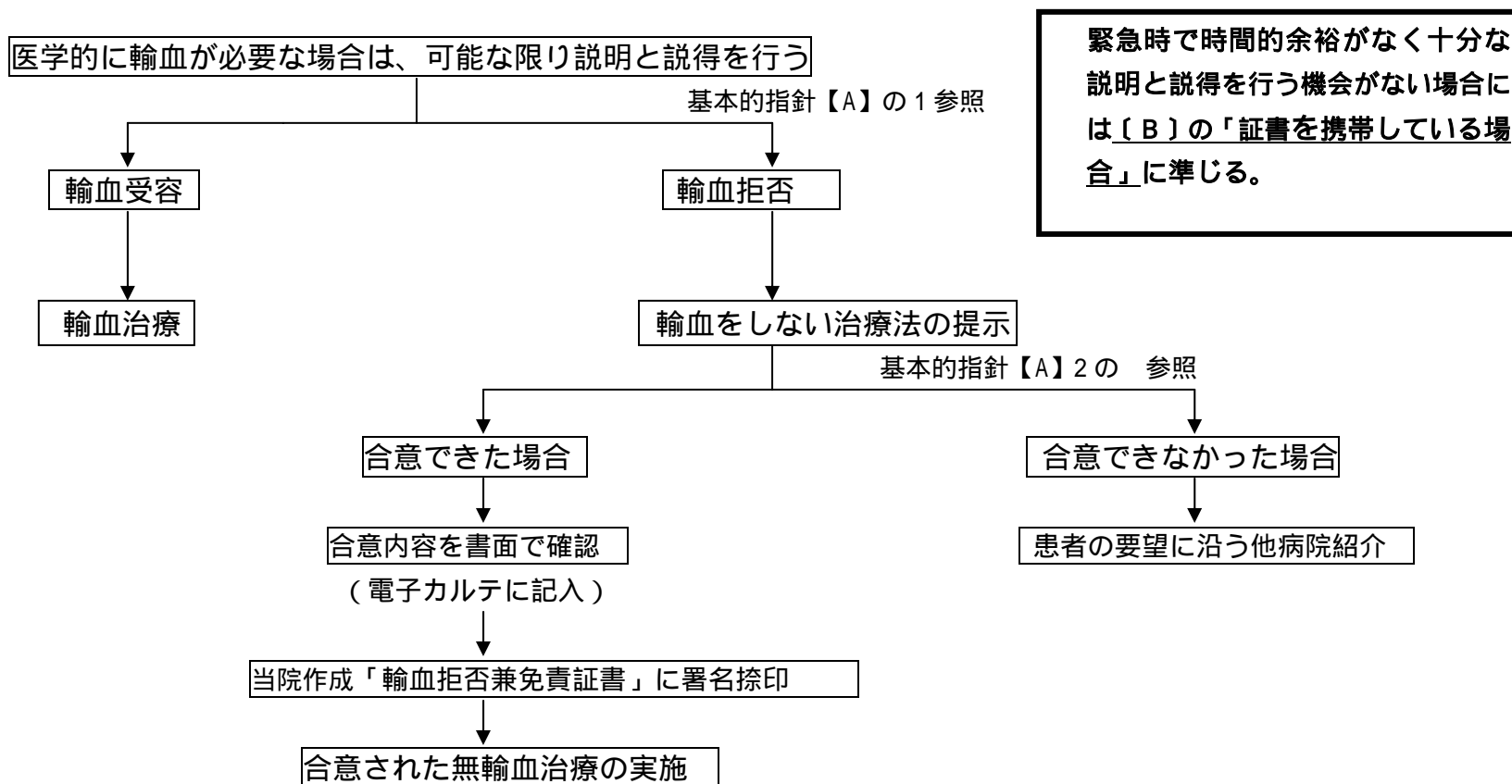
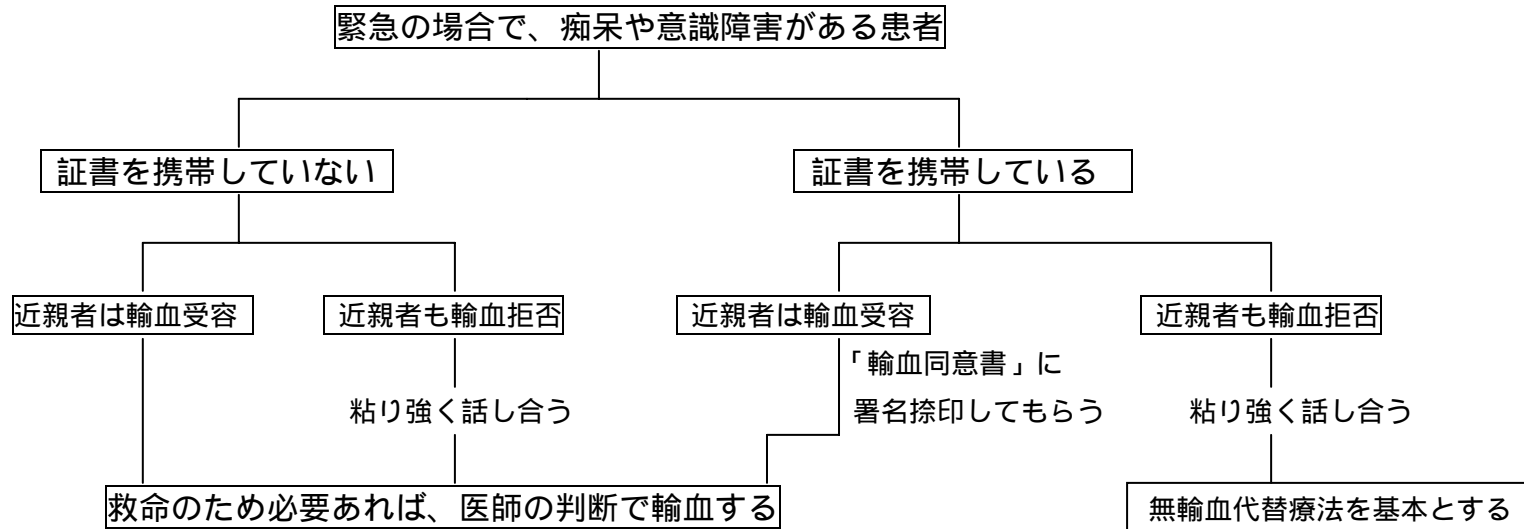


- 輸血拒否患者対応 - フローチャート（案）

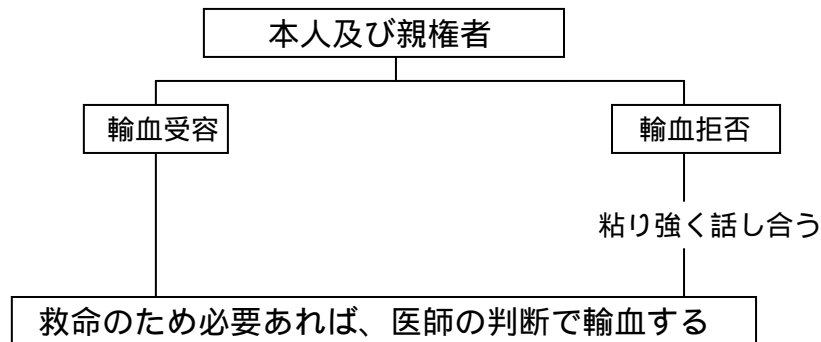
【A】 本人の意思が確認できる場合（判断力のある成人及び未成年者：15歳以上を目安）



【B】本人の意思が確認できない場合（成人、15歳以上の未成年者）



【C】判断力のない未成年者の場合（15歳未満を目安）



【D】妊婦の場合は【A】【B】と同様の対応とする。

- 以下のような所定の手続きを厳守する -

- 当院の「説明と同意」の基本原則に従い、以下のように対応する。

患者への説明と説得にあたっては、家族・主治医・当該科長・看護師長を同席して行う。

上記の説明（説明用紙に必要項目明示）、説得の内容などを経時的に電子カルテに記入する。

合意された内容を書面で確認し、電子カルテに記入する。

最終的に輸血をしない治療が決定された場合は、当院で作成した「輸血拒否兼免責証書」に署名捺印する。

- 関係する書類は以下のものである。
 - イ、当院で作成した「輸血拒否兼免責証書」（患者用と近親者用の2種類）
 - ロ、患者が携帯して提出した書類（「輸血拒否兼免責証書」等）
 - ハ、証書（⁴エホバの証人の場合は「医療上の宣言」証書などがある）
- 各書類の扱いは
 - イ、の「輸血拒否兼免責証書」は、診療録用として保管する。
 - ロ、の原本を受け取り保管し、コピーを返すこと。
 - ハ、を携帯している場合は、提出してもらいコピーを診療録用として保管する。

上記結果を院長に報告し、了解を得る。

緊急の場合、院長（または管理部）への報告は事後に行う。

緊急事態で判断が困難となった場合は、管理部医師に連絡をとり、判断を仰ぐ。

（ハ、の証書とは、本人の「輸血拒否」の意思が明記された書類のこと）